

# ご存知ですか？ 二輪用バッテリー 電解液の正しい取り扱い方

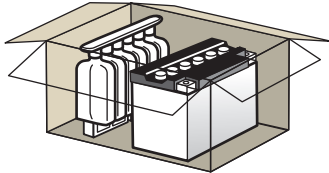
GSユアサ

『毒物及び劇物取締法』の規定に準じる適法な取り扱いについて

電解液は『毒物劇物取締法』の規定対象品です。

次のものが規定の対象となります。

- 電解液（希硫酸）単体
- 電解液同梱（VRLA即立式）バッテリー



\*液入り充電済みバッテリーは対象外です。

電解液の販売には「販売業の登録」が必要です

販売業の登録が必要な場合

- 上記の対象品を販売、納入、譲渡（無償）する店。
- 伝票のみでの販売（直接取り扱いがない場合）でも必要です。
- 通信販売やインターネット販売も対象になります。

※オークションでの販売についてはオークション運営会社の規定を確認下さい。  
法規制違反は処罰の対象になります。

伝票のみでも



ネット通販でも



★販売業の登録がないと…

刑事罰を含む罰則が  
決められています。



どうすれば  
いいの？



販売・取り扱い時の注意事項

## 保管時の注意

鍵がかかり、他のものと区別して保管できる倉庫・入れ物等が必要です。

しっかり保管

出入りに施錠が必要

入り口に『医薬用外劇物』の表示が必要



## 販売時の注意

販売時には、次の確認を行い、その記録を5年間保管しなければなりません。

お客様の  
確認を！



<確認項目と記入例>

- ・販売（譲渡）する薬品名＝電解液（希硫酸）
  - ・薬品の数量＝〇〇mlを〇本
  - ・販売年月日＝〇〇年〇月〇日
  - ・購入者の氏名＝ジーエス・ユアサ太郎様 印
  - ・購入者の職業＝会社員
  - ・購入者の住所＝京都府京都市GY町1番地
- ※念のため免許証などで上記事項をご確認ください。

電解液に関する情報を提供しなければなりません。

<提供情報内容>

- ・希硫酸の危険有害性、取り扱いの注意など、文書にて提供します。
- ※但し、購入者（譲受者）に初回提供すれば、その後は省略できます。



18歳未満、麻薬・覚せい剤中毒者には販売・譲渡はできません。

## 責任者の設置

取扱責任者の設置が必要です。

※都道府県によって運用が異なる場合があります。詳しくは都道府県の保健所または薬務課へご確認ください。

取扱責任者

<取扱責任者の条件>

- ・厚生労働省で定める応用化学の学習を修了した者（工業高校応用化学の卒業生以上）
- ・薬剤師資格者
- ・都道府県が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者のうちのいずれかにあてはまり、

- ・有資格者であり、年齢が18歳以上の者
- ・登録する組織、会社に所属している者である必要があります。

常時、店舗に在籍している必要があります。

## 注液に関する注意

GSユアサでは、消費者のケガや事故を防ぐため、店舗様での注液をお願いしております。

ぜひともご協力いただきますようお願いし

<注液する際のご注意>

- ・注液作業は安全のため保護メガネ、ゴム手袋を着用して下さい。

保護メガネとゴム手袋着用



- ・注液量は指定量を守ってください。
- ・ボトルに電解液が残った場合は、中和して廃棄するようお願いします。
- ・ボトルはしっかりと洗浄した上で廃棄してください。

販売業の登録方法や電解液の取り扱い方法の詳細については、GSユアサまでお気軽にお問い合わせください。